

令和2年度県産食材オンライン商談会運営業務委託仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪問営業の自粛や大規模な商談会の開催中止などから、多くの生産者が商談機会を失っている。

こうした状況下において、「新しい生活様式」に対応した商談機会等を創出するとともに、今後、増加が見込まれるオンライン商談における商談スキルを向上させる必要がある。

そこで、「新しい生活様式」に対応したオンラインによる営業方法や商談スキルを学ぶ研修会を開催するとともに、新たな取組を行い、地域の生産者の取組に関心があり、地域の食材を探している飲食・宿泊・食材販売事業者等（以下 バイヤー）との販路開拓につながるようオンラインを主体とした商談会を開催し、県内生産者を支援する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和2年度県産食材オンライン商談会運営業務委託

(2) 委託期間

契約日から令和3年3月19日（金）まで

(3) 委託内容

ア オンラインを活用した商談会の開催

オンライン商談会（以下、「商談会」という。）の企画・運営を行ってください。

- ・商談会の企画：オンラインを使用して商談会を行う。商談会の方法については、有効な方法をコンペ時に提案してください。

例1 農林水産事業者を1会場に集めて、全バイヤーに順次プレゼンを行う。

例2 1バイヤーごとに、複数の事業者がプレゼンを行う。

など

- ・開催日程：令和3年2月中旬頃（要相談）

- ・参加事業者：県内の農林水産事業者 <20事業者程度>

※参加事業者の募集は県が行い、受託者が、バイヤーの意向に沿って選定する。

※PCやタブレットなどの端末とネットワーク環境は参加事業者が用意する。

- ・バイヤー：県外（首都圏、関西圏、国内主要都市）の飲食・宿泊・食材販売事業者等（地域の生産者の取組に関心があり、地域の食材を探している方など） <5名以上>

(ア) バイヤーの招聘

- ・オンライン商談会は対面型と異なり地理的制約がなくなることから、新たなマッチングにつながる県外の飲食・宿泊・食材販売事業者等バイヤーを招聘してください。
- ・バイヤーについては、地域の生産者の取組に関心があり地域の食材を探している方で、今後の取引が期待できる首都圏、関西圏、国内主要都市飲食・宿泊・食材販売事業者等のバイヤーを招聘することとしてください。
- ・招聘バイヤーは県と協議のうえ選定します。

(イ) 商談会に係るバイヤーとの調整

- ・商談会に係る参加事業者やバイヤーとの連絡調整や問合せ対応等を行ってください。
- ・オンライン型の商談の場合、事前に参加事業者からバイヤーに対して食材サンプル等を送付することとなりますが、スケジュールや送付先の調整等も委託業務に含みます。※サンプル代金（送料含む）は参加事業者が負担
- ・当日、食材の試食ができるものはその準備を行ってください。
- ・参加事業者とバイヤーの商談スケジュールの作成も委託業務に含みます。

(ウ) 商談会の開催に係る募集案内資料・当日資料等の作成等

- ・商談会の開催に係るすべての関係資料を作成してください。
- ・商談会当日資料（参加事業者の商品カタログ、参加者向け新型コロナウイルス感染症対策マニュアル、参加者名簿、運営スタッフマニュアル、個別商談会の予定表、当日アンケート等）は委託者にて作成してください。

(エ) 商談会の運営全般

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した商談会としてください。
- ・商談会のレイアウトの調整や椅子、机等の手配に加え、新型コロナウイルス感染症対策の飛沫防止板や消毒等の準備をお願いします。
- ・オンライン型の商談会で必要となる情報端末（タブレットやWi-Fi 設備等）の手配をお願いします。また、通信環境の確認等、会場での事前の調整をお願いします。
- ・会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定することとします。

(オ) 参加事業者に対するアンケート調査

商談会に参加した事業者に対して、当事業に関するアンケートを実施し、商談の成約状況や研修会の内容に関するアンケート結果等を取りまとめ、その分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

(カ) バイヤーに対するアンケート調査

- ・商談会に参加したバイヤーに対して、参加事業者に対する助言等のアンケートを実施し、とりまとめて事業実施後の取引を含めその分析を行い、業務実施報告書を提出してください。
- ・参加事業者に対する助言については、各事業者へフィードバックしてください。

(キ) その他

取引においては、必要に応じて参加事業者へのフォローアップをお願いします。

イ オンライン商談会の営業方法や商談スキルを学ぶ研修会の開催

商談会前に、三重県内で参加事業者に対する全体研修等を1回行ってください。

研修会の方法は集合型またはオンライン型等の提案を行ってください。

<研修会の概要>

- 開催日程 商談会開催の1か月前程度
- 時間数 3時間程度
- 内容
 - ・商談会に係るルール、注意事項等
 - ・新しい生活様式による営業方法の変化
 - ・地域食材に対する最新のニーズ、トレンド
 - ・オンライン商談会のスキル向上につながる内容（機械の設定（音声、映像）等に関する注意点、話し方、商品の見せ方等）
- 参加者 商談会参加事業者
 - ※参加費は無料
 - （ただし、集合型の場合は、会場への旅費等は事業者の実費負担、オンライン型の場合は、情報端末は各事業者が用意）

(ア) 研修内容の調整及び講師等の手配

- ・県と協議のうえ、研修内容（講師の手配、日程調整）を決定してください。
- なお、講師の謝金、交通費等は委託費に含めます。

(イ) 研修会場の選定及び会場設営等

- ・研修会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定することとします。なお、会場が有料である場合には、委託費に含めます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン型の研修会も可とします。

(ウ) 参加事業者への研修案内及び事前取りまとめと問合せ等の対応

- ・参加事業者への研修案内文書及び参加申込書の様式は、受託者にて作成し、事前に県に提出してください。県で確認後、参加事業者への案内を行っていただきます。なお、参加申込書の提出先は、受託者とします。
- ・参加申込及び研修に係る問合せ等の対応等は受託事業者にて行ってください。

(エ) 研修用テキスト作成

研修で使用するテキストは必要に応じて外部講師等と相談のうえ、受託者にて作成してください。

(オ) 研修当日の運營業務

当日受付、講師への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行ってください。

(カ) 研修受講者アンケートの実施

研修の内容及び効果に関するアンケートについては県と協議のうえ、作成・実施してください。アンケート回収後は、回答内容を整理して業務報告書に含めてください。

ウ 事業実施報告書の作成

- (ア) 委託事業にかかるすべての業務内容（写真や関係資料等も含む）を記録するとともに、全体の総括や、考察等の内容を記載してください。
- (イ) 記載内容には、以下の内容を織り込むこととします。
 - ・参加事業者及びバイヤーに対して行ったアンケート結果の内容（商談状況、成約件数等も含む）
 - ・今回の商談会の検証
 - ・その他必要事項
- (ウ) 事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出してください。

エ その他共通事項

- (ア) 業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行ってください。
- (イ) 商談会企画運営業務にかかる進捗状況を把握するため、適宜業務の進捗状況を報告してください。また、必要に応じて、県と委託者で情報共有を目的とした打合せを行います。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出してください。

(4) 成果品

業務実施報告書（正本1部、副本2部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）

(5) 納入場所 三重県農林水産部フードイノベーション課

(6) 納入期限 令和3年3月19日（金）

3 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯してください。

4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が①(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

9 その他、受託上の留意点

(1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

(2) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

(3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(4) 業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(5) 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

(6) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- (7) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。なお、個人番号を含む個人情報の取扱いについては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条の罰則規定も適用されます。
- (8) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

10 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課

担当 須藤、小林

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させると

ともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。